

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月10日

広島市長 殿

提出者

住所 大阪市中央区久太郎町2-5-2
8 久太郎恒和ビル5階

氏名 大末建設株式会社 大阪本店

取締役執行役員本店長 松田 健城

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6121-7160

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和7年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島市管轄内事業場
事業場の所在地	広島市管轄区域内
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請け完成工事高 383億円
③従業員数	301名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和6年度）実績量
計画：今年度（令和7年度）計画量

単位：トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥										
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	147.11	132.4								
紙くず	44.25	39.83								
木くず	87.84	79.06								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	66.68	60.01								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	48.75	43.88								
鋳さい										
がれき類	593.48	534.13								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	988.11	889.31	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥										
廃油										
廃酸										
廃アルカリ										
廃プラスチック類	147.11	132.4	0	0	147.11	132.4	0	0	0	0
紙くず	44.25	39.83	0	0	44.25	39.83	0	0	0	0
木くず	87.84	79.06	0	0	87.84	79.06	0	0	0	0
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	66.68	60.01	0	0	66.68	60.01	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	48.75	43.88	0	0	0.5	0.45	0	0	0	0
鋳さい										
がれき類	593.48	534.13	0	0	391.02	351.92	0	0	0	0
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	988.11	889.31	0	0	737.4	663.67	0	0	0	0

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別添2 管理体制図のとおり

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none">・実寸発注。(木くず等)・余剰材の引取。(木くず等)・梱包材の簡素化、再利用。(廃プラスチック類、木くず)
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>上記の取組を継続する。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	廃プラスチック類、木くず、廃石膏ボードは分別・保管を実施するとともに、石綿含有廃棄物については、他の廃棄物と混合しないように確実に分別・保管を実施。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	上記の取組を継続する。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施予定なし。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施予定なし。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施予定なし。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・電子マニフェストを導入しているため、できる限り電子マニフェスト対応可能な処理業者に委託している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	優良認定処理業者の積極的な採用。

別添 1 処理工程図

産業廃棄物処理計画書

別紙－ 1

(第 1 面) 別紙

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

産業廃棄物の種類	処理工程
汚泥	中間処理業者に委託して固化、破碎処理をして再生砕石、再生砂又は改良土として再資源化、あるいは中間処理業者に委託して脱水し、再委託して造粒固化処理をして建設用資材として再資源化
廃プラスチック類	中間処理業者に委託して破碎、選別処理をし、中間処理業者に再委託し、可燃物は焼却してサーマルリサイクルして燃え殻を最終処分業者に再委託して埋立処分、あるいは再委託した中間処理業者で圧縮固化処理して固形燃料として再資源化
木くず	再生処理業者に委託して破碎処理し、パーティクルボードあるいは燃料チップ等として再資源化
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード)	広域認定業者に委託して選別、破碎し、セメント原料、吸水材等として再資源化、あるいは中間処理業者に委託して選別破碎処理後に再委託し、破碎処理して再生石膏として再資源化
がれき類	再生処理業者又は中間処理業者に委託して破碎処理し、再生路盤材、再生骨材等として再資源化、あるいは中間処理業者に委託して選別破碎処理後に再委託して、再生路盤材、再生砕石として再資源化 石綿含有のがれき類については、最終処分業者に委託して埋立処分
建設混合廃棄物	中間処理業者に委託して選別・破碎後、再委託して再資源化又はサーマルリサイクルあるいは再委託して埋立処分

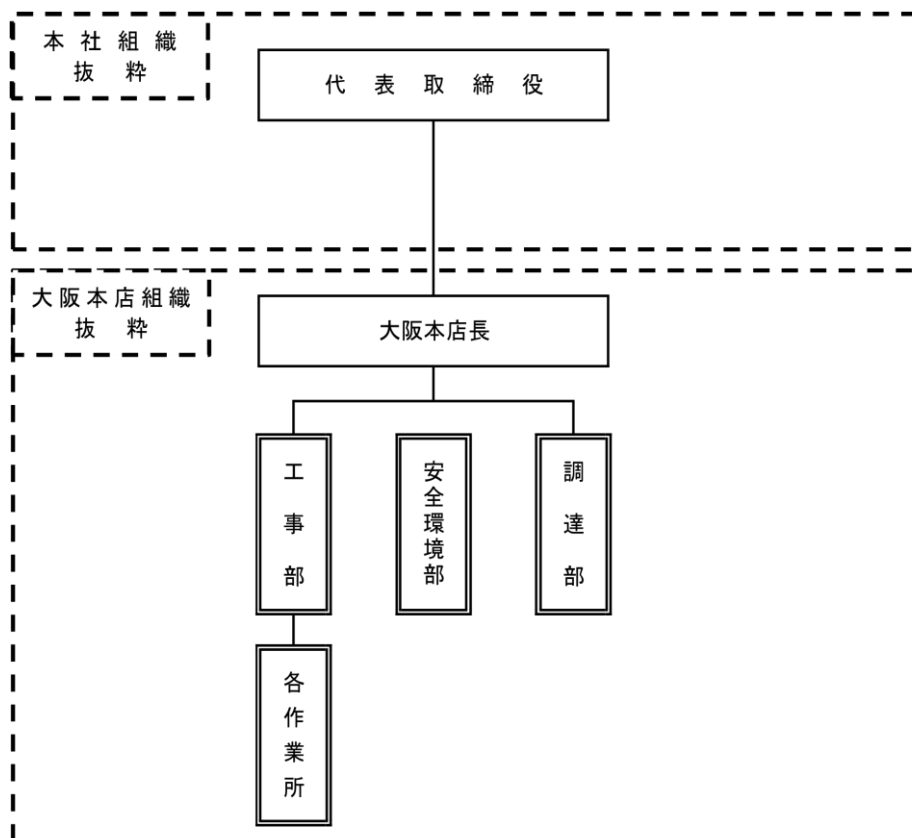
別添 2 管理体制図

産業廃棄物処理計画書

別紙-2

(第2面) 別紙

大阪本店管轄内 管理体制図



部署	役割
安全環境部	<ul style="list-style-type: none"> 各作業所で発生する産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 行政に対する報告 処理業者委託の委託契約、マニフェスト等の管理 建設廃棄物、建設副産物等の環境管理に関する各作業所に対する点検、指導 産業廃棄物の適正管理及び減量に関する社内啓蒙 社員、関連会社に対する建設廃棄物、建設副産物に関する指導、教育
工事部	<ul style="list-style-type: none"> 部内作業所で発生する産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量の把握 部内作業所で発生する産業廃棄物の抑制 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の配置 委託契約の締結(各作業所にて) 産業廃棄物管理票の交付・管理(各作業所にて)
調達部	<ul style="list-style-type: none"> 処理業者、再生利用業者の選定 関連会社に対する建設廃棄物、建設副産物に関する指導、教育 委託料金の支払方法による業者管理